

# 荒廃農地の発生防止・解消の 手順とそれに関連する 制度・施策

## 荒廃農地解消対策 逆引きマニュアル

荒れている農地を活かして地域を元気にしよう！  
ー地域の農地をリフレッシュ！ー



平成30年6月  
農林水産省  
中国四国農政局

本マニュアルは、地域の取組の段階、あるいは取組む上での課題となっている項目から参考にすることができるような「逆引き」方式で作成しています。

自分の地域の取組が今どの段階にあるのか、その段階からどのような制度を活用してさらに取組を進めればいいのかを検討し、マニュアルの項目を参考にしてみてください。

## 【目次】

<b>STEP 1 現状把握</b>	<b>まず、地域の実情を理解し分析からとりかかろう</b>	
1	現況を把握しよう	1
2	情報を整備・活用しよう	1
3	話し合いを重ね、再生利用に向けた検討をすすめよう	1
4	農地に戻せない場合は	2
<b>STEP 2 検討・実践 I</b>	<b>担い手(利用主体)を見つけたい</b>	
A	地域に荒廃農地を再生して利用したい人がいる場合は	2
1	所有者情報を元にマッチングを図ろう	2
2	営農しやすい条件整備をしよう	3
	(1) 総合的な営農条件を整備したい	
	(2) 農地の基盤整備をしたい	
	(3) 鳥獣被害対策をしたい	
	(4) 農業用機械・施設の整備をしたい	
	(5) 人材の育成・確保をしたい	
B	地域内に適切な担い手がいない場合	5
1	新しい利用主体を検討してみよう	5
	(1) 地域の話し合いにより、地域外の担い手の受け入れを検討したい	
	(2) 都市住民との交流のために活用したい	
	(3) 福祉農園を開設したい	
2	管理コストを削減する方策を検討しよう	6
	(1) 景観保全・農地の保全管理をしたい	
	(2) 家畜の放牧をしたい	
	(3) ビオトープ(生物空間)として保全したい	
<b>STEP 2 検討・実践 II</b>	<b>何をつくったらよいかわからない</b>	
1	地域の主力作物や伝統作物を見直してみよう	7
2	加工・販売等の高付加価値化に取組もう	7
3	飼料増産に取組もう	8
4	まずは荒廃農地の発生を防止したい	8

<b>STEP 3 定着・発展 取組を定着・発展させたい</b>	
1 本格的な経営安定を図りたい	9
(1) 経営所得の安定を図りたい	
(2) 加工・販売・流通等「6次産業化」を展開したい	
各種事業・制度のお問い合わせ先	9
<b>参考資料</b>	
1 農地法による遊休農地に関する措置について	12
農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要	
遊休農地に関する措置の流れ	
遊休農地解消に向けた事務手続き	
農地の所有者等を確認することができないときの公示について	
所有者不明の遊休農地の活用事例（事例1・事例2）	
2 荒廃農地解消対策を進める上での課題と管内市町村での対処事例	15
3 実際の再生利用事例	
(1) 農地中間管理機構自らが再生し、担い手に貸し付けた事例	
(高知県黒潮町)	17
(2) 放牧によって再生利用されている事例	
(山口県周南市)	18
(3) J Aが主体的に再生利用に取り組んでいる事例	
(徳島県三好市)	19
(4) 企業が農業参入し再生利用に取り組んでいる事例	
(島根県隠岐の島町)	20
(5) 新規就農者が再生利用に取り組んでいる事例	
(岡山県久米南町)	21
4 事業索引	22
荒廃農地に関する各県の相談窓口一覧	26

## 「荒廃農地」などの用語について

「荒廃農地」とは、

市町村及び農業委員会による現地調査(荒廃農地調査)において、「現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」と定義され、その荒廃状況により次のいずれかに区分されます。

① 再生利用が可能な荒廃農地(A分類)

抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業により耕作が可能となる荒廃農地

② 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)

森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれるものに相当する荒廃農地

「耕作放棄地」とは、

農林業センサスにおいて「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け(栽培)せず、この数年の間に再び作付け(栽培)する意思のない土地」と定義されている統計上の用語です。

「遊休農地」とは、

農地法において、

① 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

② その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地(①を除く)と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のことです。

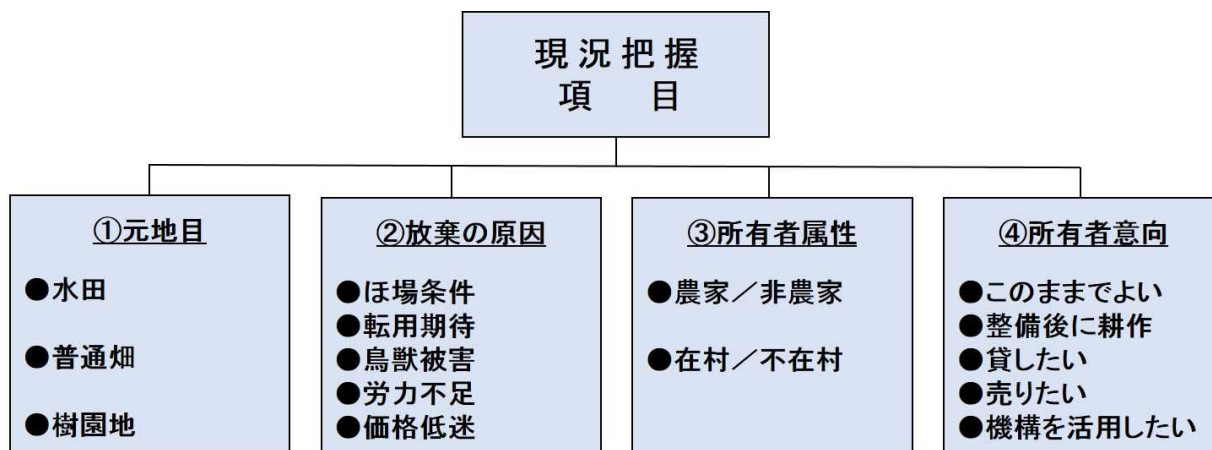
本マニュアルでは、法令等に定めがある場合等を除き、「荒廃農地」の用語を使用します。

# STEP 1 現状把握 まず、地域の実情の把握と分析からとりかかろう

## 1 現況を把握しよう

農地法の規定により、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況を調査(利用状況調査及び荒廃農地調査)し、遊休農地所有者等に対して自ら耕作するか、農地中間管理事業を利用するか、誰かに貸し付けるか等の意向を調査(利用意向調査)することとされています。

これらの調査では、以下のような項目に注意しながら行うことで、より詳しい状況が把握でき、解消方を検討する際に有効なデータとなります。



《こんな事業・制度が使えます》

No.1【農地集積・集約化対策事業（農地中間管理機構関連）のうち機構集積支援事業】	
支援内容	遊休農地の所有者の利用意向調査、所有者不明農地等の権利関係調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援。
対象者・要件等	農業委員会等

## 2 情報を整備・活用しよう

農地法の規定により、農業委員会は一筆ごとに農地に関する事項を記録した農地台帳と農地に関する地図を作成することとされています。また、作成された農地台帳の内容と地図は全国農業会議所によりインターネット上で公表されています(全国農地ナビ : <https://www.alis-ac.jp/>)。

全国農地ナビを活用した荒廃農地の視覚的な把握や情報共有は、荒廃農地の解消・活用のみならず、人・農地プラン等、地域の総合的な土地利用を構想するためにも大変役立ちます。

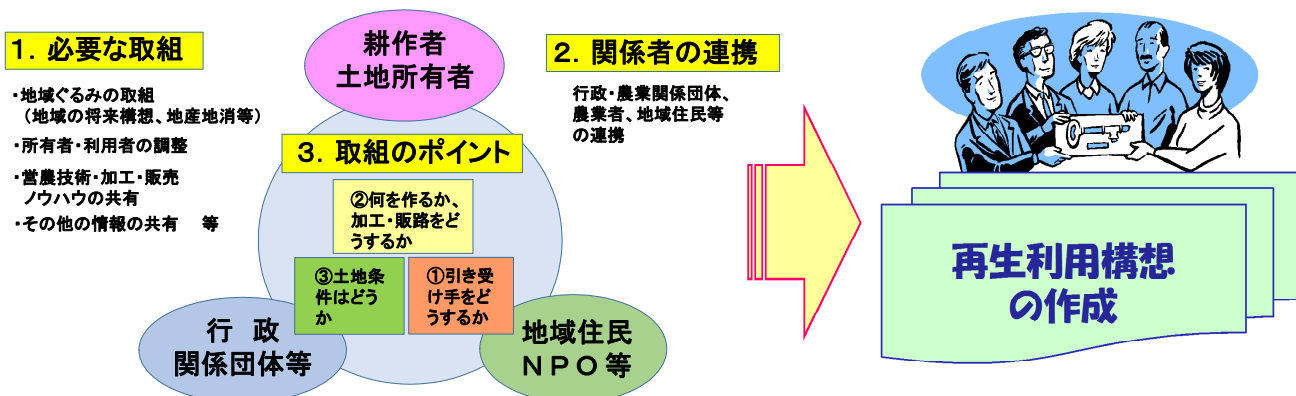
## 3 話し合いを重ね、再生利用に向けた検討を進めよう

人・農地プランの検討時に、利用意向調査結果等を活用して荒廃農地の再生・有効利用のための話し合いを重ね、その結果を基に荒廃農地の再生利用に向けた構想を作りましょう。その際、農地所有者や地域住民、集落等の地域自治組織が積極的に話し合いに関わることが大切です。アンケート等によっていろいろな意見を集めることもよいでしょう。

地域の様々な「寄り合い」に際して、「荒廃農地をどうするのか?」といった議題を盛り込むことも一案です。地域の創意工夫を発揮して、地域の実情に見合った解消方を検討しましょう。

なお、プランに位置付けられた中心経営体が再生利用する場合は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の定額助成の単価が2割加算となる等、解消の手法によってはメリット措置の対象となる場合がありますので、解消手法や事業導入の際は注意しておくといよいでしょう。

## 【話し合いのポイント】



《こんな事業・制度が使えます》

No. 2 【人・農地問題解決加速化支援事業】	
支援内容	集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、徹底した話し合い（遊休農地等の再生利用を含む）により、地域の中心となる経営体の確保や農地中間管理機構を活用した農地集積に必要な取組を支援。
対象者・要件等	市町村、関係機関へ一部事務委託も可能

### 4 農地に戻せない場合は・・・

解消方策の検討を進めても、既に森林化しているような荒廃農地については、農地としての再生利用は不可能なのが現実です。このような場合、現状の「森林」を積極的に地域資源として保全することを考えましょう。

《こんな事業・制度が使えます》

No. 3 【農山漁村地域整備交付金のうち森林整備事業】（本事業の所管は林野庁）	
支援内容	森林の生産力の回復・増進等の観点から、非農地化した耕作放棄地を対象として、土地条件の改良、植栽等を行うことを支援。
対象者・要件等	県、市町村、森林整備法人、森林組合、森林所有者等で、1施行地の面積が0.1ha以上

## STEP 2 検討・実践 I 担い手(利用主体)を見つけたい

### A 地域に荒廃農地を再生して利用したい人がいる場合は・・・

#### 1 所有者情報を元にマッチングを図ろう

規模拡大を指向している農家や法人が地域内に存在する場合は、それらの経営へ利用集積を行うことを考えますが、その際に十分に把握すべきことは、所有者・利用希望者双方の意向です。特に所有者の意向を把握することは、いわゆる「不在地主」の所有する農地も増加していることから、困難が伴いますが重要です。

荒廃農地を再生して利用したい人がいる場合には、荒廃農地の現況把握の際に所有者の意向把握にも努め、利用したい人への利用集積がスムーズに行くようにしましょう。

なお、地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき、農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域は、地域集積協力金の交付対象となり、地域で合意した用途に活用することができます。

《こんな事業・制度が使えます》

No. 2 【人・農地問題解決加速化支援事業】前掲2ページ参照	
No. 4 【機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金】	
支援内容	農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けた地域に対し、協力金を交付。
対象者・要件等	「地域」（集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域）内の農地の一定割合以上が、機構に貸し付けられていること等。

## 2 営農しやすい条件整備をしよう

### (1) 総合的な営農条件を整備したい

《こんな事業・制度が使えます》

No. 5 【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金】（H30年度：山口、徳島、愛媛県で実施）	
支援内容	荒廃した状態の耕作放棄地を貸借等により引き受ける再生利用者が行う、再生作業や土づくり、必要な施設（用排水施設、農道、農業機械・施設等）の整備等を総合的に支援。
対象者・要件等	農業を営む個人、農業者組織、農業参入法人、地域協議会、農地中間管理機構等
No. 6 【荒廃農地等利活用促進交付金】（H30年度：鳥取、島根、岡山、広島、香川、高知県で実施）	
支援内容	荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開するために行う、再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備を総合的に支援。
対象者・要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定農業者、認定新規就農者、集落営農等の担い手のほか、農地中間管理機構、農業協同組合等の農業団体。</li> <li>・ 総事業費が200万円/件未満。</li> </ul>

### (2) 農地の基盤整備をしたい

《こんな事業・制度が使えます》

No. 7 【農山漁村地域整備交付金のうち農村集落基盤再編・整備事業（農地環境整備型）】	
支援内容	耕作放棄地が介在する地域を対象として、優良農地への悪影響を除去するために団地内に点在する耕作放棄地を分離する等、土地利用調整と一体となった整備を支援。
対象者・要件等	都道府県・市町村（受益面積10ha以上の要件あり）
No. 8 【農山漁村地域整備交付金のうち農地整備】	
支援内容	地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備を行うとともに経営体の育成を支援。
対象者・要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益面積20ha以上</li> <li>・ 担い手への農地利用集積の一定以上の増加</li> </ul>
No. 9 【国営緊急農地再編整備事業】	
支援内容	広域な地域において、生産基盤の整備等を行うことにより、緊急的に生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の確保を図り、農業の振興を基幹とした総合的な地域の活性化を支援。
対象者・要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益面積400ha以上（うち区画整理200ha以上）。</li> <li>・ 耕作放棄地及びそのおそれのある農地を一定割合以上含むこと 等</li> </ul>

<b>No. 10 【農地中間管理機構関連農地整備事業】</b>	
支援内容	農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、農地の大区画等の基盤整備を実施し、担い手への農地利用集積の促進を図る。
対象者・要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権（15年間以上）が設定されていること</li> <li>・ 受益面積10ha以上（中山間等は5ha以上）</li> <li>・ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化</li> <li>・ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上 等</li> </ul>
<b>No. 11 【農業競争力強化農地整備事業】</b>	
支援内容	農地等の生産基盤の整備などを行うとともに、担い手の育成を一体的に実施し、農地利用集積の促進を図る。
対象者・要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益面積20ha以上（中山間地域、中山間傾斜農地型は10ha以上、）</li> <li>・ 担い手への農地利用集積の一定以上の増加（中山間傾斜農地型は30%以上）</li> <li>・ 高収益作物の作付割合の増加（中山間傾斜農地型のみ） 等</li> </ul>
<b>No. 12 【農地耕作条件改善事業】</b>	
支援内容	地域の実情に応じたきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施。担い手への農地の利用集積を進めるための耕作条件の改善を実施。
対象者・要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上、受益者が2人以上</li> <li>・ 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等</li> </ul>

### (3) 鳥獣被害対策をしたい

《こんな事業・制度が使えます》

<b>No. 13 【鳥獣被害防止総合対策交付金】</b>	
支援内容	被害防止計画に基づく地域ぐるみの被害防止活動（ソフト対策）や処理加工施設、捕獲に資する侵入防止柵等の整備（ハード対策）の鳥獣被害防止対策を総合的に支援。
対象者・要件等	地域協議会、地域協議会の構成員（ハード対策に限る。）等

### (4) 農業用機械・施設等の整備をしたい

荒廃農地解消時には・・・

《こんな事業・制度が使えます》

<b>No. 5 【耕作放棄地再生利用緊急対策交付金】前掲3ページ参照</b>	
<b>No. 6 【荒廃農地等利活用促進交付金】前掲3ページ参照</b>	
<b>No. 14 【果樹農業好循環形成総合対策事業のうち果樹経営支援対策事業】</b>	
支援内容	果樹産地自らが立てた戦略に基づき、優良品目・品種への転換、小規模な園地整備等を通じた産地づくりを支援。
対象者・要件等	産地協議会が作成する果樹産地構造改革計画において担い手に位置づけられた農業者、農地中間管理機構等



## 荒廃農地解消後には・・・

《こんな事業・制度が使えます》

No. 15 【経営体育成支援事業】	
支援内容	地域の担い手を育成・確保するため、経営改善・発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援。
対象者・要件等	「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体、農地中間管理機構から賃借権等の設定を受けた者等
No. 16 【強い農業づくり交付金（産地競争力の強化）】	
支援内容	国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援。
対象者・要件等	市町村、農業者の組織する団体、コンソーシアム等
No. 17 【産地パワーアップ事業】	
支援内容	地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための施設整備、農業機械及び生産資材の導入を総合的に支援。
対象者・要件等	地域協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている農業者、農業団体等
No. 18 【畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業】	
支援内容	収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備を支援。 収益力の強化等に必要な機械のリース導入を支援。
対象者・要件等	地域一体となって収益力向上を図る畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産組織等）

### (5) 人材の育成・確保をしたい

《こんな事業・制度が使えます》

No. 19 【農の雇用事業】	
支援内容	農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する実践的な研修を支援。
対象者・要件等	農業法人等
No. 20 【農業労働力確保支援事業】	
支援内容	産地において不足する労働力を確保するため、地域の関係機関が連携して、子育て世代やシルバー人材等の活用、他産業からの労働力の融通等により、労働力を確保する体制の構築を支援
対象者・要件等	協議会・都道府県・市町村・農業協同組合等

## B 地域内に適切な担い手がない場合

### 1 新しい利用主体を検討してみよう

地域内に荒廃農地を利活用できる農業者等が見つからない場合は、地域における話し合い(人・農地プラン)により、地域外の担い手を受け入れることを取り決め。農地中間管理機構に貸し付け

ることをプランに記入すると共に、機構から借受希望者とのあっせんを受けるといった対応も考えられます。或いは、非農業者や農業生産法人以外の企業、NPO、都市住民など、新しい利用主体を検討することも可能です。また、繁忙期等に産地の労働力が不足する場合は、限られた労働力を有効に活用するため、分業化や外部から労働力を確保する仕組の構築も重要となります。

地域農業との調和を大切にしながら、地域にあった新しい農地利用の担い手を検討しましょう。

### (1) 地域の話し合いにより、地域外の担い手の受け入れを検討したい

《こんな事業・制度が使えます》

No. 2 【人・農地問題解決加速化支援事業】前掲2ページ参照
No. 4 【機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金】前掲3ページ参照
No. 20 【農業労働力確保支援事業】前掲5ページ参照

### (2) 都市住民との交流のために活用したい

《こんな事業・制度が使えます》

No. 21 【農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策】	
支援内容	地方自治体が地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備等の総合的取組を交付金により支援。
対象者・要件等	都道府県、市町村、農業者等の組織する団体等

### (3) 福祉農園を開設したい

《こんな事業・制度が使えます》

No. 22 【農山漁村振興交付金のうち農福連携対策】	
支援内容	企業（特例子会社等）や障害者就労継続支援事業所等が、荒廃農地を活用して、障害者等の就労・雇用を目的とする農園、高齢者の生きがい農園、リハビリ農園等の福祉農園の整備に対して支援。
対象者・要件等	社会福祉法人、NPO法人、一般社団法人又は公益財団法人、民間企業等。要件は、地域コミュニティの貢献・交流に係る取組及び障害者等の作業内容に係る通年計画の策定等。

## 2 管理コストを削減する方策を検討しよう

荒廃農地を復旧しても地域内に適切な担い手が見当たらず、すぐには積極的な営農に結びつかない場合は、できるだけ管理コストを抑えて農地を保全管理する方策を検討してみましょう。菜の花やヒマワリといった景観作物・油糧作物等の植栽や家畜の放牧等により保全管理しておくことによって、利用したい人（経営）が現れた際にすぐに農地として利用することが可能になります。

### (1) 景観保全・農地の保全管理をしたい

《こんな事業・制度が使えます》

No. 23 【多面的機能支払交付金】	
支援内容	地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動の一環として遊休農地発生防止のための保全活動を支援。
対象者・要件等	農業者、農業者団体、非農業者、地域住民団体、NPOから構成される団体。要件は、市町村と協定を結ぶこと等

## (2) 家畜の放牧をしたい

《こんな事業・制度が使えます》

No. 24 【農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金のうち草地関連基盤整備】	
支援内容	畜産主産地の形成、放牧の実施を含めた飼料基盤の拡大を図るため、草地、野草地、耕作放棄地等の整備改良等を総合的かつ一体的に実施。
対象者・要件等	都道府県農業公社等 活性化計画、営農目標推進整備計画の策定他
No. 25 【国産飼料増産対策事業のうち肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）】	
支援内容	繁殖基盤強化に向け肉用繁殖雌牛等の放牧を活用した地域内一貫生産体制の構築の取組に対して支援
対象者・要件等	農業者集団、民間団体等

## (3) ビオトープ(生物空間)として保全したい

《こんな事業・制度が使えます》

No. 7 【農山漁村地域整備交付金のうち農村集落基盤再編・整備事業（農地環境整備型）】 前掲3ページ参照	
No. 21 【農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策】前掲6ページ参照	
No. 23 【多面的機能支払交付金】前掲6ページ参照	

# STEP 2 検討・実践 II 何をつくったらよいかわからない・・・

## 1 地域の主力作物や伝統作物を見直してみよう

《こんな事業・制度が使えます》

No. 14 【果樹農業好循環形成総合対策事業のうち果樹経営支援対策事業】前掲4ページ参照	
No. 26 【茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業】	
支援内容	薬用作物などの地域特産作物について、生産性の向上等による競争力強化を図るため、地域の実情に応じた生産体制の強化、需要の創設など生産から消費までの取組を総合的に支援。
対象者・要件等	都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合公社、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人等

## 2 加工・販売等の高付加価値化に取り組もう

《こんな事業・制度が使えます》

No. 21 【農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策】前掲6ページ参照	
No. 27 【農業改良資金】	
支援内容	生産・加工・販売分野でチャレンジ性のある新たな取組等に必要な資金を無利子で貸付。
対象者・要件等	認定農業者、主業農家等
No. 28 【食料産業・6次産業化推進交付金のうち加工・直売の推進支援事業】	
支援内容	・農林漁業者と地域の様々な事業者等が連携し、ネットワークを構築して行う、新商品開発に向けた加工適性のある作物の導入、新商品開発（試作やパッケージデザインの開発、成分分析検査、加工機械等のリース）、販路開拓等の取組を支援。

	・市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って、市町村等が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発、(学校給食等のメニューの開発、直売所における観光需要向けの商品開発、スマイルケア食(新しい介護食品)の開発を含む。)、試食等評価会の開催等の取組を支援。
対象者・要件等	農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市区町村協議会及び市区町村協議会の構成員及び特認団体等
<b>No. 29 【食料産業・6次産業化整備交付金のうち加工・直売施設整備事業】</b>	
支援内容	六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法に基づく事業計画の認定を受けた農林漁業者等が2次・3次事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資を活用して6次産業化に取り組む場合に、事業に必要となる、加工・販売施設等の整備を支援。
対象者・要件等	農林漁業者団体、農林漁業者団体等と連携する中小企業者

### 3 飼料増産に取組もう

《こんな事業・制度が使えます》

<b>No. 24 【農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金うち草地関連基盤整備】</b> 前掲7ページ参照	
<b>No. 30 【国産飼料増産対策事業のうち飼料生産組織機能高度化、高栄養粗飼料増産対策】</b>	
支援内容	飼料生産組織(コントラクター等)が、作業集積による飼料生産機能、自給飼料生産が困難な地域への供給機能、草地コンサルタント機能等を高度化する取組等を支援。
対象者・要件等	飼料生産組織
<b>No. 31 【草地生産性向上対策事業】</b>	
支援内容	飼料作物作付面積の大部分を占める草地の生産性の向上を図るため、地域に適合した牧草の優良品種の導入等による草地改良の取組に対して支援。
対象者・要件等	生産者団体等(公募)、高位生産草地等転換計画の策定他

### 4 まずは荒廃農地の発生を防止したい

《こんな事業・制度が使えます》

<b>No. 1 【農地集積・集約化対策事業(農地中間管理機構関連)のうち機構集積支援事業】</b> 前掲1ページ参照	
<b>No. 23 【多面的機能支払交付金】</b> 前掲6ページ参照	
<b>No. 32 【中山間地域等直接支払交付金】</b>	
支援内容	中山間地域等において、耕作放棄地を発生させず継続して農業生産活動を行う農業者等に対し、農業生産条件の不利を補正するための交付金を交付。
対象者・要件等	集落協定等に基づき5年以上農業生産活動を継続する農業者等

## STEP 3 定着・発展 取組を定着・発展させたい

### 1 本格的な経営安定を図りたい

#### (1) 経営所得の安定を図りたい

《こんな事業・制度が使えます》

<b>No. 33 【経営所得安定対策等(畑作物の直接支払交付金)】</b>	
支援内容	麦、大豆、そば、なたねを対象に、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する額を交付。
対象者・要件等	交付対象者は認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はなし）。
<b>No. 34 【経営所得安定対策等(米・畑作物の収入減少影響緩和交付金)】</b>	
支援内容	農家抛出を伴う経営に着目したセーフティーネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度。
対象者・要件等	交付対象者は認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はなし）。
<b>No. 35 【経営所得安定対策等（水田活用の直接支払交付金）】</b>	
支援内容	水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付。
対象者・要件等	販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家、集落営農
<b>No. 36 【野菜価格安定対策事業】</b>	
支援内容	野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金の交付等により野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、生産・出荷の安定と消費者への野菜の安定供給。
対象者・要件等	農業者・農業者団体
<b>No. 37 【スーパーL資金・農業近代化資金・経営体育成強化資金】</b>	
支援内容	経営意欲と能力のある農業者が、経営改善を図るために必要な施設資金等を長期かつ低利で融資することにより資金面からの経営支援。
対象者・要件等	農業者

#### (2) 加工・販売・流通等「6次産業化」を展開したい

《こんな事業・制度が使えます》

<b>No. 27 【農業改良資金】</b> 前掲7ページ参照
<b>No. 28 【食料産業・6次産業化推進交付金のうち加工・直売の推進支援事業】</b> 前掲7ページ参照
<b>No. 29 【食料産業・6次産業化整備交付金のうち加工・直売施設整備事業】</b> 前掲8ページ参照

### 各種制度・事業のお問い合わせ先

<b>No. 1 農地集積・集約化対策事業（農地中間管理機構関連）のうち機構集積支援事業</b>
担当：経営・事業支援部農地政策推進課 086-224-4511(内線2482、2491)
<b>No. 2 人・農地問題解決加速化支援事業</b>
担当：経営・事業支援部担い手育成課 086-224-4511(内線2183)

No. 3 農山漁村地域整備交付金のうち森林整備事業（本事業の所管は林野庁）	担当：農村振興部設計課事業調整室 086-224-4511(内線2611)
No. 4 機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金	担当：経営・事業支援部農地政策推進課 086-224-4511(内線2482、2491)
No. 5 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	担当：農村振興部農地整備課 086-224-4511(内線2661、2664)
No. 6 荒廃農地等利活用促進交付金	担当：農村振興部農地整備課 086-224-4511(内線2661、2664)
No. 7 農山漁村地域整備交付金のうち農村集落基盤再編・整備事業（農地環境整備型）	担当：農村振興部地域整備課 086-224-4511(内線2675)
No. 8 農山漁村地域整備交付金のうち農地整備	担当：農村振興部農地整備課 086-224-4511(内線2667)
No. 9 国営緊急農地再編整備事業	担当：農村振興部農地整備課 086-224-4511(内線2665)
No.10 農地中間管理機構関連農地整備事業	担当：農村振興部農地整備課 086-224-4511(内線2667)
No.11 農業競争力強化農地整備事業	担当：農村振興部農地整備課 086-224-4511(内線2667)
No.12 農地耕作条件改善事業	担当：農村振興部農地整備課 086-224-4511(内線2667)
No.13 鳥獣被害防止総合対策交付金	担当：農村振興部農村環境課 086-224-4511(内線2556、2558)
No.14 果樹農業好循環形成総合対策事業のうち果樹経営支援対策事業	担当：生産部園芸特産課 086-224-4511(内線2764、2437)
No.15 経営体育成支援事業	担当：経営・事業支援部経営支援課 086-224-4511(内線2483、2496)
No.16 強い農業づくり交付金（産地競争力の強化）	担当：生産部生産振興課 086-224-4511(内線2416、2421)
No.17 産地パワーアップ事業	担当：生産部生産振興課 086-224-4511(内線2416、2421)
No.18 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	担当：生産部畜産課 086-224-4511(内線2454)
No.19 農の雇用事業	担当：経営・事業支援部経営支援課 086-224-4511(内線2477、2472)
No.20 農業労働力確保支援事業	担当：生産部生産技術環境課 086-224-4511(内線2474、2771)

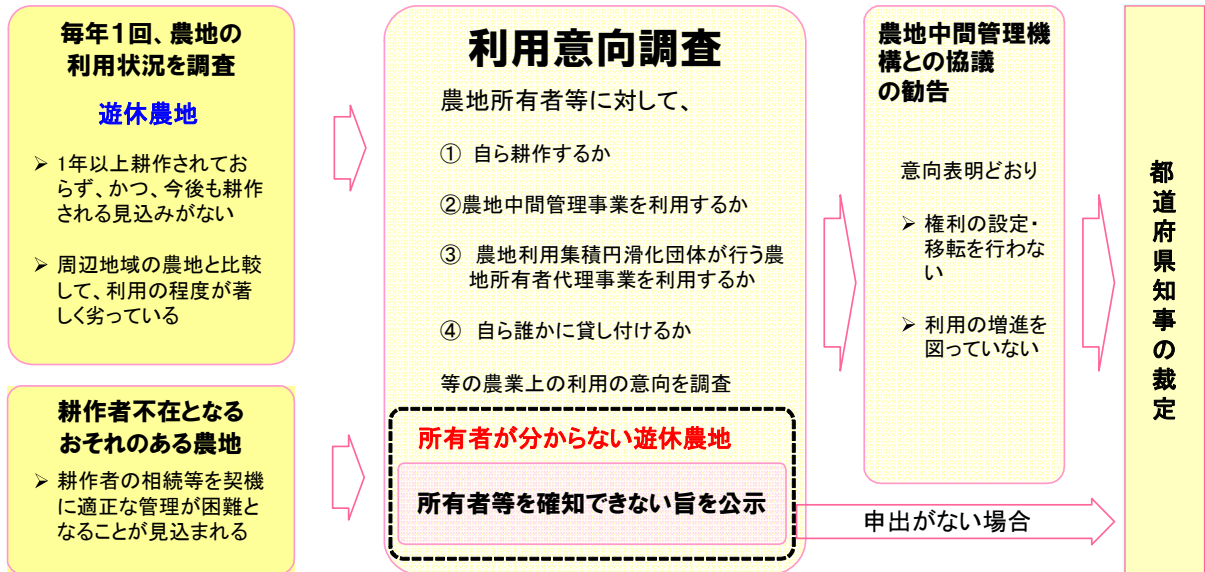
No. 21	農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策
	担当：農村振興部地域整備課086-224-4511(内線2653)
No. 22	農山漁村振興交付金のうち農福連携対策
	担当：農村振興部農村計画課 086-224-4511(内線2522、2521)
No. 23	多面的機能支払交付金
	担当：農村振興部農地整備課 086-224-4511(内線2671、2655)
No. 24	農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金うち草地関連基盤整備
	担当：生産部畜産課 086-224-4511(内線2458、2452)
No. 25	国産飼料増産対策事業のうち肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型）
	担当：生産部畜産課 086-224-4511(内線2459、2452)
No. 26	茶・薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業
	担当：生産部園芸特産課 086-224-4511(内線2433、2438)
No. 27	農業改良資金
	担当：経営・事業支援部経営支援課 086-224-4511(内線2476、2471)
No. 28	食料産業・6次産業化推進交付金のうち加工・直売の推進支援事業
	担当：経営・事業支援部地域連携課 086-224-4511(内線2175)
No. 29	食料産業・6次産業化整備交付金のうち加工・直売施設整備事業
	担当：経営・事業支援部地域連携課 086-224-4511(内線2175)
No. 30	国産粗飼料増産対策事業のうち飼料生産組織育成、高栄養粗飼料増産対策
	担当：生産部畜産課 086-224-4511(内線2459、2452)
No. 31	草地生産性向上対策事業
	担当：生産部畜産課 086-224-4511(内線2459、2452)
No. 32	中山間地域等直接支払交付金
	担当：農村振興部農村計画課086-224-4511(内線2516、2532)
No. 33	経営所得安定対策等【畑作物の直接支払交付金】
	担当：生産部生産振興課 086-224-4511(内線2529)
No. 34	経営所得安定対策等【米・畑作物の収入減少影響緩和交付金】
	担当：生産部生産振興課 086-224-4511(内線2529)
No. 35	経営所得安定対策等【水田活用の直接支払交付金】
	担当：生産部生産振興課 086-224-4511(内線2529、2414)
No. 36	野菜価格安定対策事業
	担当：生産部園芸特産課 086-224-4511(内線2443、2761)
No. 37	スーパーL資金・農業近代化資金・経営体育成強化資金
	担当：経営・事業支援部経営支援課 086-224-4511(内線2471)

## 参考資料

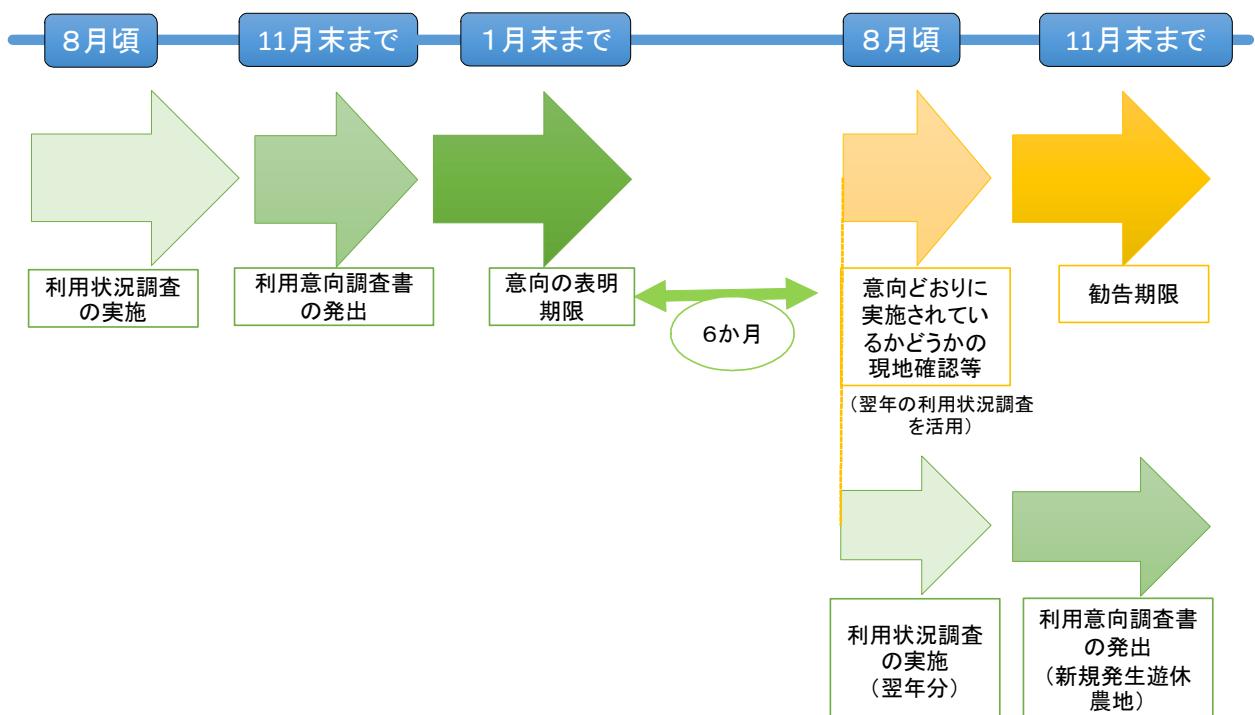
### 1 農地法による遊休農地対策について

#### 農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地（共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合）については、公示手続で対応。



#### 遊休農地に関する措置の流れ





## 遊休農地解消に向けた事務手続

- 農業委員会と市町村が合同で行う調査により、遊休農地を確認し、「再生可能」と「再生困難」に仕分け。
- 「再生可能」な遊休農地は、農地中間管理機構が借受け。
- 農地として「再生困難」な土地は、農業委員会が速やかに「非農地判断」。

### 「再生可能」と「再生困難」の仕分け

- 「利用状況調査(農業委員会)」と「荒廃農地調査(市町村)」を合同で実施し、遊休農地を確認し、「再生可能」と「再生困難」に仕分け。  
農地台帳に掲載のすべての農地が調査対象(進入路の荒廃等により立入が困難な場合は調査不要)
- 地域(集落)の話し合いを促進し、地域関係者の意向を反映  
地域に対して、機構集積協力金等の関連予算の説明とあわせて、「人・農地プラン」の作成・見直しを推進

#### 「再生可能」

- ・ 2号遊休農地  
荒廃農地には該当しないが、低利用の農地
- ・ 1号遊休農地  
再生利用を目指す荒廃農地

#### 「再生困難」

農地として再生を目指さない土地  
(草刈りや農業機械による耕起で作付けできる土地は該当しない)

#### 1. 農業委員会が利用意向調査を実施し、機構への貸付を誘導

#### 2. 農業振興地域では、機構が借受け

- (※借受希望者の募集に応じる者がいない区域等は、この限りでない)
- ・ 参入企業の積極誘致等による借受希望者の発掘
  - ・ 研修農場等としての活用の検討

#### 3. 所有者または集落の共同活動による保安全管理

受け手が見つかるまでの間、可能な限り、機構の事業費(賃料・管理保全経費)を使わず滞留扱いとならない方法(日本型直接支払制度の活用等)を検討

#### 1. 農業委員会総会の議決による速やかな非農地判断

- ・ 農地台帳の整理
- ・ 所有者に対して非農地通知
- ・ 法務局・市町村・都道府県に対して非農地通知一覧の送付
- ・ 農地としての維持を主張する所有者等に対しては、利用意向調査を実施(最終的に、機構の借受拒否をもって非農地判断)

#### 2. 「農地以外の利用」の促進

里山、畜産、6次化施設、再エネ施設など地域農業の振興に繋がる利用を優先検討

## 農地の所有者等を確認することができないときの公示について

- 農地の権利者(所有者又は所有権以外の使用収益権者)について、以下の調査をしても過半の持分を有する者の所在が分からない場合、農業委員会は公示を行う。
- ① 農地台帳及び登記簿において権利者とされる者が生存しているとみられる場合、住民基本台帳等との突合、集落・地域代表者等の関係者への聞き取り等により、その者の居所を確認。
- ② 農地台帳及び登記簿において権利者とされる者が死亡している場合、その者の戸籍謄本を収集し、その配偶者又は子の居所について、住民基本台帳との突合、集落・地域代表者等の関係者への聞き取り等により、確認。

### 権利者の特定

- ① 法務局の地図(又は公図)を調査
- ② 登記事項証明書(又は登記簿)を調査
- ③ 権利者の住所・氏名を確認

### 権利者の生存状況の確認

下記情報と突合し、権利者が生存しているかどうかを確認

- ① 住民基本台帳上の情報
- ② 固定資産課税台帳上の情報

書面上生存の場合

書面上死亡の場合

### 権利者の居所の把握

下記により、権利者の居所を確認

- ① 住民基本台帳上の居所に連絡(書留郵便物の郵送や電話)
- ② 固定資産税の納税者や自治会長等に対し、権利者の転居先・連絡先を聴取

権利者の居所が不明と判断

### 権利者の配偶者又は子の把握

権利者の戸籍謄本を収集し、その配偶者と子が誰なのかを特定

### 権利者の配偶者又は子の居所の把握

下記情報により、権利者の配偶者又は子の生存状況又は居所を把握

- ① 住民基本台帳
- ② 固定資産課税台帳
- ③ 自治会長や近隣に住する親類に対し、連絡先を聴取

過半の持分を有する者の居所が不明と判断

所有者等を確認できないときの公示

## 事例1 所有者不明の遊休農地の活用事例【静岡県東伊豆町】

- 静岡県知事は、静岡県東伊豆町の所有者不明の遊休農地について、農地法の規定に基づき、全国初となる農地中間管理機構に利用権を設定すべき旨の裁定を行った（平成29年2月）。
- この裁定の定めるところにより、農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が利用権を取得し、担い手に貸し付けることにより、所有者不明の遊休農地が活用されることになる。

### 事例の概要

東伊豆町農業委員会は、長期間耕作されていない所有者不明の遊休農地が存在していたことから、農地法（以下「法」という。）に基づく措置を活用して、解消を図ることとした。

- ① 農地台帳、登記簿及び固定資産課税台帳を調査した結果、遊休農地の所有者が死亡していることを確認
- ② 死亡した所有者の相続人（配偶者及び子）の戸籍謄本等の確認や集落の年長者等からの聞き取り調査によって、現所有者が不明であることを確認
- ③ 所有者不明である旨を公示（法第32条第3項）
- ④ 公示から6月以内に所有者からの申出がなかったことから、農地中間管理機構に対してその旨を通知（法第43条第1項）
- ⑤ 農地中間管理機構は、静岡県知事に対して裁定を申請（法第43条第1項）
- ⑥ 静岡県知事は、農地中間管理機構に当該遊休農地の利用権を設定すべき旨の裁定（法第43条第2項により準用する法第39条第1項）を行い、これを公告（法第43条第3項）
- ⑦ ⑥の裁定の定めるところにより、農地中間管理機構が利用権を取得（法第43条第4項）し、平成29年4月1日に担い手へ貸付け

H28.6  
調査着手

H28.7  
調査完了

H28.7.12  
公示

H29.1.20  
通知

H29.1.25  
裁定申請

H29.2.28  
裁定・公告

H29.4.1  
貸付け

### 遊休農地の概要

所在：静岡県東伊豆町  
面積：889㎡（1筆）

- 登記簿上の所有者はおよそ70年前に死亡しており、その配偶者及び8名の子はいずれも明治、大正生まれで全員死亡していた。
- 雑木や雑草が生い茂り、隣接する花き栽培ハウスの日照を阻害していたほか、病害虫や鳥獣被害が生じる原因となる恐れがあった。

▼ 右側は花き栽培ハウス

▼ 上空からの写真



## 事例2 所有者不明の遊休農地の活用事例【青森県五戸町】

- 青森県知事は、青森県五戸町の所有者不明の遊休農地について、農地法の規定に基づき、農地中間管理機構に利用権を設定すべき旨の裁定を行った（平成29年3月）。
- この裁定の定めるところにより、農地中間管理機構（公益社団法人あおもり農林業支援センター）が利用権を取得し、担い手に貸し付けることにより、所有者不明の遊休農地が活用されることになる。

### 事例の概要

五戸町農業委員会は、長期間耕作されていない所有者不明の遊休農地が存在していたことから、農地法（以下「法」という。）に基づく措置を活用して、解消を図ることとした。

- ① 農地台帳、登記簿及び固定資産課税台帳を調査した結果、遊休農地の所有者が死亡していることを確認
- ② 死亡した所有者の相続人（配偶者及び子）の戸籍謄本等の確認や集落の年長者等からの聞き取り調査によって、現所有者が不明であることを確認
- ③ 所有者不明である旨を公示（法第32条第3項）
- ④ 公示から6月以内に所有者からの申出がなかったことから、農地中間管理機構に対してその旨を通知（法第43条第1項）
- ⑤ 農地中間管理機構は、青森県知事に対して裁定を申請（法第43条第1項）
- ⑥ 青森県知事は、農地中間管理機構に当該遊休農地の利用権を設定すべき旨の裁定（法第43条第2項により準用する法第39条第1項）を行い、これを公告（法第43条第3項）
- ⑦ ⑥の裁定の定めるところにより、農地中間管理機構が利用権を取得（法第43条第4項）し、平成29年5月12日に担い手へ貸付け

H27.2.16  
調査着手

H27.6.1  
調査完了

H27.6.29  
公示

H28.1.6  
通知

H28.2.3  
裁定申請

H29.3.31  
裁定  
H29.4.10  
公告

H29.5.12  
貸付け

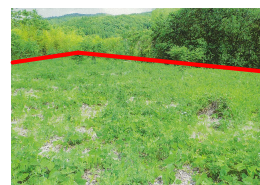
### 遊休農地の概要

所在：青森県五戸町  
面積：4,738㎡（1筆）

- 登記簿上の所有者は既に死亡しており、その相続人である4名の子はいずれも相続放棄等の状態であった。
- 雑木や雑草が生い茂っている状況であるが、1筆で約50aのまとまった面積があり、また、勾配や段差も少ない上、進入路も確保されていることから、耕作条件は良好。

▼ 現地の状況

▼ 上空からの写真



## 2 荒廃農地の発生防止と解消を進める上での課題と管内市町村での対処事例

中国四国農政局では、荒廃農地解消対策や農地有効利用対策の推進を目的に、局内関係部署が連携し、荒廃農地解消対策プロジェクトチームを設置しています。本チームの活動として、毎年管内の市町村にお伺いし、当対策を進める上での課題や対応策の検討を目的に意見交換を実施しています。

この活動の中で把握出来た、課題に対する市町村の対処事例をまとめてみました。

課 題	対 処 事 例
1. 荒廃農地の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多面的機能支払交付金、中山間直接支払交付金により維持管理 (※)</li> <li>・高齢者でも作付可能な農産物の検討 (※)</li> <li>・所有者が耕作出来なくなった農地を町農業公社が借り受け、一定の作業を市町村、JA等が出資した法人が実施 (※)</li> <li>・耕作放棄地解消強化月間を設け、市報で解消を呼びかけ (※)</li> <li>・傾斜地の荒廃農地を基盤整備事業の実施と併せて再生 (※)</li> <li>・荒廃していた棚田を再生し、棚田オーナー制度に活用 (※)</li> <li>・小規模な畑を集約し、緊急対策交付金を活用して再生事業と農道整備の一体的な実施により、条件不利を解消 (※)</li> <li>・各地域の担い手(認定農業者、集落営農組織等)と連携しながら、耕作依頼のあった農地を担い手に集積し、不作付地についても可能な限り解消 (※)</li> <li>・地域内農地の一体利用による耕作放棄地発生防止に取り組むため、農地中間管理機構を通じた利用権設定を推進 (※)</li> <li>・利用状況調査結果等を基に荒廃が懸念される農地を把握し、発生防止に取り組む際のデータとして活用 (※)</li> <li>・廃園予定の優良な園地を新規就農者が就農するまで維持管理をする者に対し助成 (※)</li> </ul>
2. 鳥獣害の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山間部の荒廃農地を、再生後に緩衝帯として活用を検討、牛放牧を実施 (※)</li> <li>・役所内の鳥獣害対策担当課と連携して被害対策を講じるとともに、被害軽減について農家に助言等を実施 (※)</li> </ul>
3. 不在地主の増加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間直接支払交付金の協定集落内で、不在地主の農地を含めて集落で保全管理を実施 (※)</li> </ul>
4. 再生後の作付品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JA職員、県普及指導員が品目選定と作付指導を実施 (※)</li> <li>・県推進作物を産地資金の対象作物に位置付け、再生農地での作付けを推進</li> <li>・市が事務局となって営農対策推進委員会(JA等が構成員)を設置し導入作物を検討 (※)</li> <li>・道の駅の整備、直販施設の拡大により、販売ルートを確認</li> <li>・土地の条件(傾斜、水利等)に応じて、作付作物(キウイフルーツ、薬草等)を検討・導入 (※)</li> <li>・県普及センターと協議し、土壌診断後に作物に応じた土地改良を行う等、再生後の作付けのバックアップを実施。WCS作付の際はJAと協力し販売ルート確保を支援 (※)</li> <li>・1年に複数回収穫可能で収益性が高い作物を作付指導 (※)</li> <li>・新規就農者が再生利用する場合、新規就農計画に適した荒廃農地をあっせんし、栽培計画策定が容易となるよう配慮 (※)</li> </ul>

(※)印は中山間地域での取組(他地域との重複も含む)

課 題	対 処 事 例
5. 荒廃農地の借受者確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人・農地プランの中心経営体に利用集積する中で、荒廃農地も可能な限り受け取ってもらうよう、市町村から働きかけ（※）</li> <li>・農地中間管理機構から各市町村に配置されている「農地集積専門員」と連携し、再生利用を推進（※）</li> <li>・調査結果をもとにあっせんリストを作成しており、借受希望者への相談に活用（※）</li> <li>・県の新規就農対策事業を活用し新規就農者を確保（※）</li> <li>・建設会社が農業生産法人を設立し、トマトの作付けを計画（※）</li> <li>・受け手不足に対応するため、民間企業等農業参入支援協議会を市に新たに設置。耕作放棄地を活用して参入する場合は市から補助金交付することとしており、市商工会を通じて周知（※）</li> <li>・市で研修農場を整備し研修を実施。研修を受けた者が新規就農することにより受け手確保（※）</li> <li>・町外の研修農場で研修を受けた者が、町内で就農する仕組みを構築することにより、受け手確保（※）</li> <li>・自伐型林業の副業として農業をする担い手の育成、地域おこし協力隊や提案型新規就農者の募集、空き家と農地をセットにした町外からの移住者の募集により担い手を確保（※）</li> </ul>
6. 市町村独自の再生作業への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈り機、チェーンソー等を市町村で所有し、再生者に貸出（※）</li> <li>・重機をJA作業部会が所有し、再生者に貸出（※）</li> <li>・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の補助対象とならない再生作業(所有者自己再生、農振内農用地区域外における再生)を補助対象とする事業を予算措置（※）</li> <li>・再生利用者に支援金を交付（※）</li> <li>・再生利用に必要な資材費の一部を補助（※）</li> <li>・農業委員の任期中に農業委員自ら草刈りを行い、担い手が作付けするモデル事業を実施（※）</li> </ul>
7. 荒廃した樹園地への対処	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改植して新品種を栽培するため、基盤整備を実施（※）</li> <li>・廃茶園をオリーブ園として再生する取組を促進（※）</li> <li>・北向きの斜面等、営農条件が不利な樹園地では、柑橘類の代替え作物としてシキミを導入（※）</li> <li>・就農支援資金、緊急対策交付金、市単独事業等を活用し、新規就農者が荒廃した樹園地を改植し再生利用（※）</li> </ul>

(※)印は中山間地域での取組(他地域との重複も含む)

### 3 実際の再生利用事例

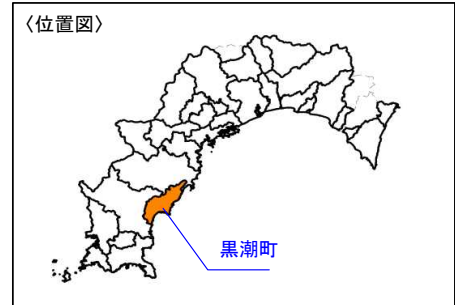
(1) 農地中間管理機構自らが再生し、担い手に貸し付けた事例(高知県黒潮町)

## 農地中間管理機構による取組事例 [高知県黒潮町]

### 1. 地域農業の状況

- 黒潮町は、高知県の西南部に位置し、南には太平洋が位置しており、温暖多雨な海洋性気候の地域である。
- 南部の旧大方町では、早くから温暖な気候を活かした園芸ハウス、花きや水稻が盛んである。
- 担い手不足等により、山間部を中心に耕作放棄地が増加しており、黒潮町の農地面積861haの内、耕作放棄地面積は182haとなっている。(2010年農林業センサス)
- 本件の取組が行われた農地は、国営事業施工区域内に位置しており、県外所有者が耕作していたが、高齢化と後継者の不在により、耕作放棄地となっていた。

〈位置図〉



### 2. 荒廃農地再生利用の取組

取組主体	農地中間管理機構	地区名	出口地区	取組年次	平成26年度
再生面積	0.63ha	作付作物	柑橘類		

#### (1) 準備活動

- 隣接地で耕作していた法人から対象農地の引受相談を契機に、農業委員会が中心となって関係機関と連携した。
  - ・再生工事に向けて関係機関(県、農業会議、県農業公社(農地中間管理機構))で協議
  - ・農業委員会が所有者に、利用改善と中間管理機構への貸付申込を指導

#### (2) 再生・利用活動

- 農業委員会の指導後、所有者から申出があり、機構へ利用権設定。その後機構を取組主体として耕作放棄地再生利用緊急対策により再生工事を機構自ら実施。施工に際しては、高知県単独事業の農地活用推進事業も導入し、国費補助残部分の負担軽減を図った。

#### (3) 効果

- 再生工事完了後、機構から地元農業法人に利用権設定され、再生工事費の負担を軽減される形でブント、小夏等の栽培が開始された。

再生前



再生後



活用した支援策

- H26 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国事業(再生作業・土壌改良))
- H26 高知県農地活用推進事業(高知県単独事業(国費補助残支援))

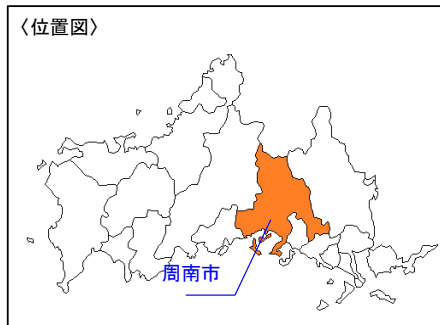
(2) 放牧によって再生利用されている事例(山口県周南市)

## 放牧による取組事例〔山口県周南市〕

### 1. 地域農業の状況

- 周南市は、山口県の東南部に位置し、南は瀬戸内海、北部は西中国山地に囲まれ、平坦地が少なく、海岸部は温暖少雨の沿岸型気候、内陸部は寒暖の差が激しい高地型気候の地域である。
- 主要作物としては、平坦部においては水稻、山間部においてはぶどう、なしの果樹団地を中心とする観光農業が盛んである。
- 担い手不足等により、中山間地域を中心に耕作放棄地が増加しており、周南市の農地面積2,387haの内、耕作放棄地面積は694haとなっている。(平成22年農林業センサス)
- 本件の取組が行われた農地は、水田による稲作経営が中心であったが、鳥獣被害による収穫量の減少と鳥獣被害防止対策に要する費用の増加に加え、農業者の高齢化と後継者不足により耕作放棄地が増加していた。

〈位置図〉



### 2. 荒廃農地再生利用の取組

取組主体	農業者	地区名	高水上大歳地区	取組年次	平成22年・23年
再生面積	0.84ha	作付作物	飼料作物		

#### (1) 準備活動

- 自治会を中心に鳥獣害防止対策推進委員会を設置し、地域住民と連携した。
  - ・ 鳥獣被害の状況を踏まえ、緩衝帯として活用する耕作放棄地の場所を決定
  - ・ 山口型放牧の先進地視察を行い、牛の管理や糞尿臭などの不安を払拭し、住民合意を形成

#### (2) 再生・利用活動

- 鳥獣害防止対策推進委員会が中心となって利用権等の調整を行い、地元農業者を取組主体として国の耕作放棄地再生利用緊急対策を実施した。
- 耕種農家と畜産農家の作業分担を調整し、飼料作物利用供給契約を締結した。
  - ・ 畜産農家：牛の入退牧（牛は市有であり、牛の体調不良の際は市が対応する。）
  - ・ 耕種農家：放牧作業、再生後の飼料作物の作付

#### (3) 効果

- 再生農地は、農地利用に加え、鳥獣害の緩衝帯としても機能し、被害が減少した。
- 地域全体で農地の有効利用の意識が高まり、集落全体を囲む鳥獣防護柵の設置（鳥獣被害防止総合対策交付金を活用）がなされるとともに、隣接地の山の自主的な草刈りなどが行われるようになり、地域の連携が深まった。



#### 活用した支援策

H22～23 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国)(再生作業・土壌改良)

(3) JAが主体的に再生利用に取り組んでいる事例(徳島県三好市)

## JAによる取組事例 [徳島県三好市]

### 1. 地域農業の状況

- 三好市は、四国のほぼ中央に位置し、四国山地に囲まれた吉野川沿いの地域で、農地は急傾斜で狭く、寒暖の差が激しい高地型気候の地域である。
- 主要作物としては、平坦部においては水稻、野菜、山間部においては栗、椎茸である。
- 過疎化による後継者不足、農業者の高齢化等により耕作放棄地が増加しており、三好市の農地面積1,490haの内、耕作放棄地面積は725haとなっている。(平成22年農林業センサス)
- 本件の取組が行われた農地は、農業者の高齢化と後継者不足により多くの優良農地が耕作放棄地として点在していた。



### 2. 荒廃農地再生利用の取組

取組主体	JA及び農業者	地区名	池田地区	取組年次	平成22年・23年
再生面積	4.86ha	作付作物	大豆、野菜		

#### (1) 準備活動

- JA阿波みよしが地域農業の活性化を図っていくための作業受託組織「アグリサポートセンター」を設置し、耕作放棄地の再生を検討

#### (2) 再生・利用活動

- JA「アグリサポートセンター」が耕作放棄地の現地調査、及び面積・所有者情報等の確認作業を実施し、国の耕作放棄地再生利用緊急対策を実施した。
- 農業者(利用者)が農地所有者と個人交渉し、使用貸借で契約することで農地を確保し、国の耕作放棄地再生利用緊急対策を実施した。

#### (3) 効果

- JA「アグリサポートセンター」が再生農地で大豆、野菜を栽培し、農産物は直接市場に出荷するとともに、地域の直売所にも出荷されている。
- 集落営農組織が再生農地でそばを栽培し、地域のイベント活動に活用し地域の活性化に貢献



#### 活用した支援策

H22～23 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国)(再生作業・土壌改良・営農定着)

(4) 企業が農業参入し再生利用に取り組んでいる事例(島根県隠岐の島町)

## 企業参入による取組事例 [島根県隠岐の島町]

### 1. 地域農業の状況

- 隠岐の島町は、島根半島から北東約80kmの海上に位置し、隠岐諸島中最大の島で面積の約80%を森林が占めている。  
気候は、近海を流れる対馬暖流の影響を受け、夏冬の気温差の少ない海洋性気候で、厳寒期を除き通年温暖である
- 主な作物は、主食用稲、そば、豆類、飼料作物（WCS用稲、牧草等）である。
- 担い手不足等により、山間部を中心に耕作放棄地が増加しており、隠岐の島町の農地面積421haの内、耕作放棄地面積は109haとなっている。(2015年農林業センサス)

〈位置図〉



### 2. 荒廃農地再生利用の取組

取組主体	株式会社	地区名	原田・加茂・上西・西田	取組年次	平成23年度～
再生面積	2.3ha (牧場面積50ha)	作付作物	牧草		

#### (1) 準備活動

- 地元大手の建設業者が、新しい事業として、隠岐の島の伝統産業でもある肉用牛繁殖に参入を決め、平成22年に株式会社だんだん牧場を設立、認定農業者となる。
- 畜産業に参入する際にネックとなったのが、飼料の確保であった。飼料を全て島外産にすると、経費がかさみ経営に支障をきたすため、いかに飼料の島内自給率を高めるかが鍵であった。町から、耕作放棄地を利用した牧草生産の提案があり、取り組むこととした。

#### (2) 再生・利用活動

- 町から提供された耕作放棄地に関する情報の中から、水はけ等のほ場条件が比較的良く、牧場から近い耕作放棄地で再生作業を実施。
- 荒れていた土地でも堆肥等を入れる等すれば、それなりの収穫が見込める。また牧草は管理に手間もかからず、耕作放棄地活用としては向いている。

#### (3) 効果

- 飼料の島内自給率をさらに上げていきたいため、今後も耕作放棄地を活用した牧草生産を行う予定。

再生後



活用した支援策

H23～25 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国)



(5) 新規就農者が再生利用に取り組んでいる事例(岡山県久米南町)

## 新規就農者による取組事例 [岡山県久米南町]

### 1. 地域農業の状況

- 久米南町は、岡山県のほぼ中央に位置し、町の中心を南北に国道53号線とJR津山線が通っている。  
山間部では、日本の棚田百選に選ばれた「北庄」や「上鞆」など、中山間地域特有の棚田が広がる自然豊かな地域である。
- 町内では、水稻を中心に、ピオーネに代表されるぶどう、きゅうり、アスパラガス、ゆずなど多くの農産物を生産している。  
中でも、ぶどうは県下有数の産地で、1戸当たりの平均経営規模も大きく、栽培面積の約6割をピオーネが占める。
- 担い手不足等により、荒廃農地となったブドウ園が増加しており、町の農地面積694haの内、耕作放棄地面積は196haとなっている。(2015年農林業センサス)

〈位置図〉



### 2. 荒廃農地再生利用の取組

取組主体	新規就農者(ぶどう部会)	地区名	山手地区	取組年次	平成21年度～
再生面積	3.7ha	作付作物	ぶどう		

#### (1) 準備活動

- 久米南町ぶどう部会を中心に町や県等の関係機関が一体となって、新規就農者の受入を積極的に行っている。

#### (2) 再生・利用活動

- 新規就農者を受け入れる中で、農地の確保が大きな課題であったが、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して、荒廃農地を再生・利用し、果樹棚等の施設整備を行った。
- 再生作業は、部会員が機械を持ち寄り、協力して作業を行っている。
- 平成24年からは、青年就農給付金(経営開始型)を受給することにより、経営開始初期の経営が安定し、就農定着が図られている。

#### (3) 効果

- 新規参入11名、Uターン2名が就農、H28年度研修生1名で、産地の若返りが図られ、平均年齢は52.6歳である。(H28.7時点)



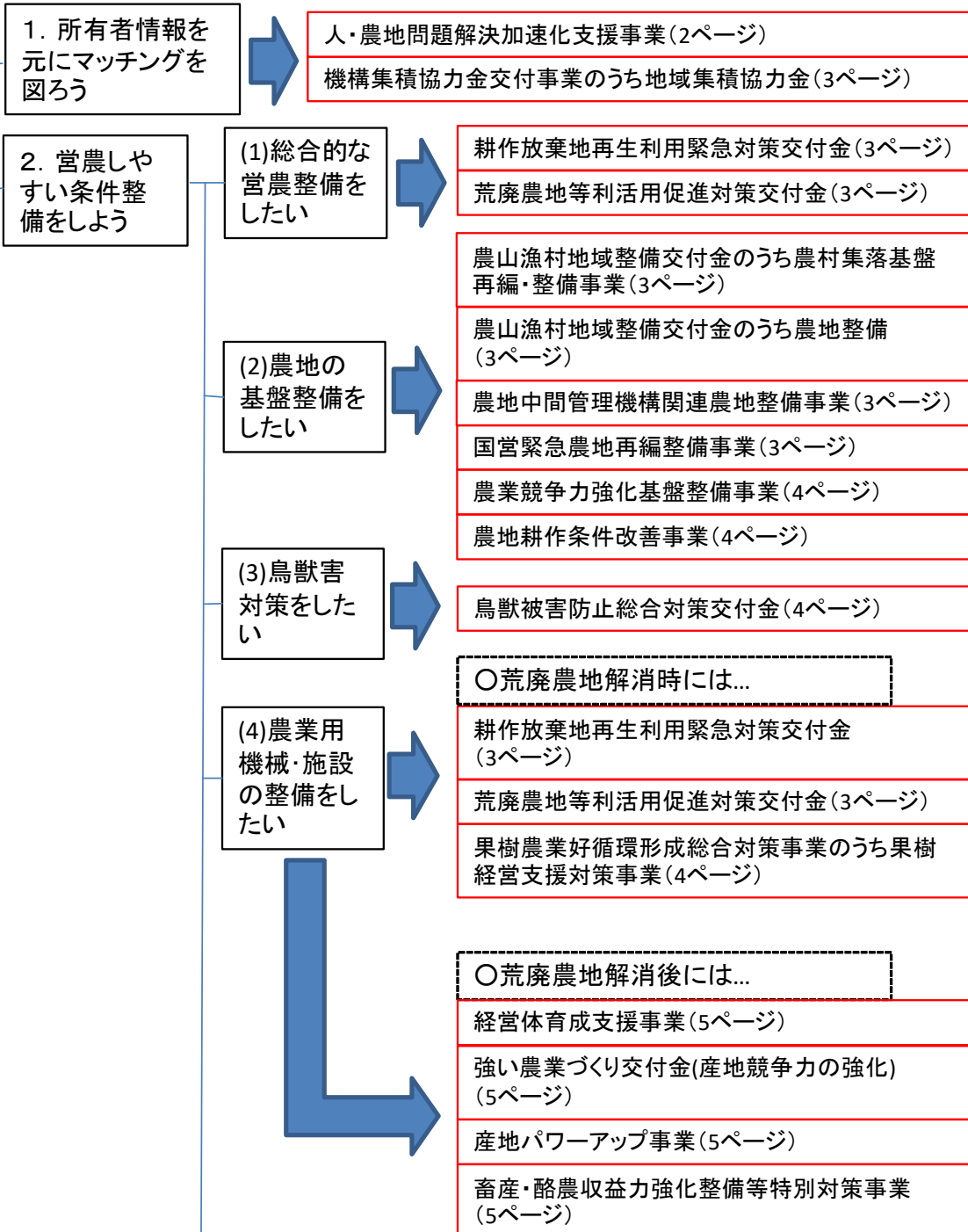
#### 活用した支援策

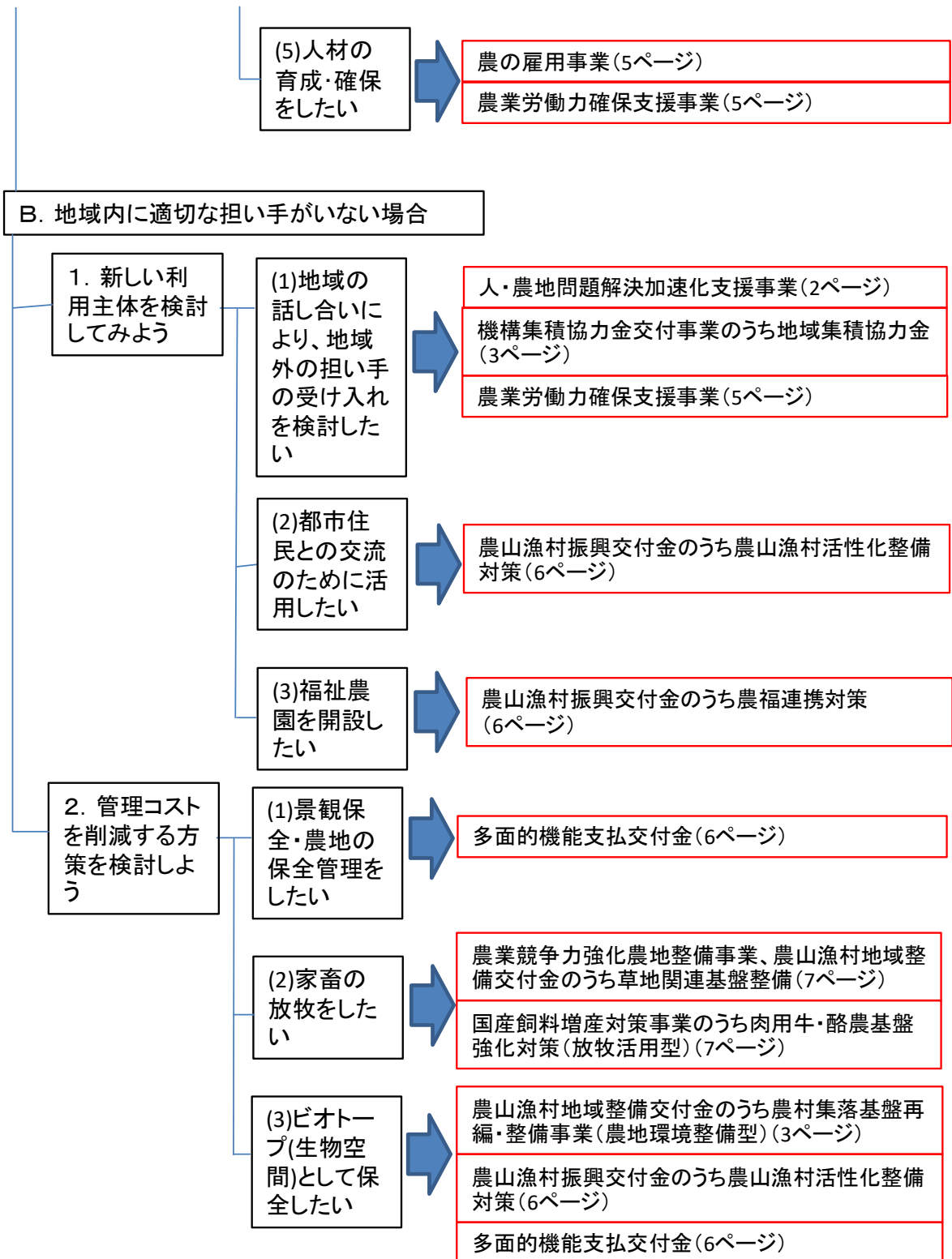
H21～ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金(国)(再生作業、土壌改良、営農定着、施設等補完整備)  
H24～ 青年就農給付金(経営開始型)(国)

## 4 事業索引

STEP2 検討・実践  
I 担い手(利用主体)を見つけたい

A. 地域に荒廃農地を再生して利用したい人がいる場合は





STEP2 検討・実践  
II 何をつくったらよいかわからない

1. 地域の主力作物や伝統作物を見直してみよう



- 果樹農業好循環形成総合対策事業のうち果樹経営支援対策事業(4ページ)
- 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業(7ページ)

2. 加工・販売等の高付加価値化に取り組もう



- 農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策(6ページ)
- 農業改良資金(7ページ)
- 食料産業・6次産業化推進交付金のうち加工・直売の推進支援事業(7ページ)
- 食料産業・6次産業化整備交付金のうち加工・直売施設整備事業(8ページ)

3. 飼料増産に取り組もう



- 農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金うち草地関連基盤整備(7ページ)
- 国産粗飼料増産対策事業のうち飼料生産組織機能高度化、高栄養粗飼料増産対策(8ページ)
- 草地生産性向上対策事業(8ページ)

5. 荒廃農地の発生を防止したい



- 農地集積・集約化対策事業(農地中間管理機構関連)のうち機構集積支援事業(1ページ)
- 多面的機能支払交付金(6ページ)
- 中山間地域等直接支払交付金(8ページ)

STEP3 定着・発展 取組を  
定着・発展させたい

1. 本格的な  
経営安定を図  
りたい

(1)経営所  
得の安定を  
図りたい

経営所得安定対策等(畑作物の直接支払交付  
金)(9ページ)

経営所得安定対策等(米・畑作物の収入減少影  
響緩和対策)(9ページ)

経営所得安定対策等(水田活用の直接支払交  
付金)(9ページ)

野菜価格安定対策事業(9ページ)

スーパーL資金・農業近代化資金・経営体育成  
強化資金(9ページ)

(2)加工・販  
売・流通等  
「6次産業  
化」を展開  
したい

農業改良資金(7ページ)

食料産業・6次産業化推進交付金のうち加工・直  
売の推進支援事業(7ページ)

食料産業・6次産業化整備交付金のうち加工・直  
売施設整備事業(8ページ)

## 各県荒廃農地対策問い合わせ窓口

名 称	窓 口	電話番号
鳥取県農林水産部農地・水保全課	同左	0857-26-7336
島根県農林水産部農業経営課	同左	0852-22-6418
岡山県農林水産部農村振興課	同左	086-226-7442
広島県農林水産局農業基盤課	同左	082-513-3649
山口県地域農業戦略推進協議会	山口県農林水産部農業振興課	083-933-3380
徳島県担い手育成総合支援協議会	徳島県農林水産総合技術支援センター 経営推進課	088-621-2513
香川県農政水産部農業経営課	香川県農政水産部農業経営課	087-832-3408
愛媛県農業再生協議会	愛媛県農林水産部農政企画局局 農政課 農地・担い手対策室	089-912-2552
高知県農業振興部農地・担い手対策課	同左	088-821-4513

## 本マニュアルについてのお問い合わせ先

※各種制度・事業に関するお問い合わせは、P9～11に記載している担当までお願いします。

### 中国四国農政局

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 電話 086-224-4511 (代表)

農村振興部農村計画課

内線 2513、2520

FAX 086-227-6659

経営・事業支援部農地政策推進課

内線 2482、2490

FAX 086-224-7713

農村振興部農地整備課

内線 2661、2664

FAX 086-235-9713

荒廃農地の発止防止・解消対策に関する各種情報については、  
中国四国農政局のホームページをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/chushi/arable/index.html>